

福祉サービス第三者評価結果表

① 第三者評価機関名

株式会社 福祉工房

② 施設・事業所情報

名称：NOVA バイリンガル加美中新田保育園		種別：保育所	
代表者氏名：早坂 有紀子		定員（利用人数）： 150（140）名	
所在地：宮城県加美郡加美町字雁原 27 - 5			
TEL：0229-87-8761		ホームページ： https://www.nova.co.jp/nis/school/kousha/kaminaka.html	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：令和 6 年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 NOVA キンダー			
職員数	常勤職員： 36 名	非常勤職員： 5 名	
専門職員	保育士： 24 名	英語講師： 2 名	
	看護師： 1 名	調理師： 1 名	
	栄養士： 1 名	調理員： 2 名	
施設・設備 の概要	（居室数）保育室 7、遊戯室 2		（設備等）事務室 1、調理室 1
	子育て広場 1		保健室 1、休憩室 1、ことばの教室 1 更衣室 4、児童用トイレ 6

③ 理念・基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの個性と主体性を重んじ、子どもの成長とその限りない可能性を最大限に引き出すサポート保育を行う。（理念） ・NOVA バイリンガル保育園から国際社会で活躍するバイリンガルキッズの育成、保育を行う。（理念） ・子どもたちの興味と想像力を引き出しながら自分で考え積極的に行動できるような環境づくりを行います ・子ども達一人ひとりと向き合い個性を伸ばし、また社会性も身に着けられるような多様性のある保育を行います ・英語力・多様性・異文化理解力を育み、加美町から世界に羽ばたけるような子ども達の育成を行います。 |
|--|

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・「まなびの時間」担任以外の先生からも、さまざまな「たのしいこと」を学びます。テーマをもとに先生も子どもと一緒に遊びを深める時間です。(じじと遊ぼう)
- ・イングリッシュレッスンは外国人講師が常駐し、1歳児から毎日レッスン。毎日いつもイングリッシュティーチャーがいる。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年3月1日(契約日) ~ 令和7年3月11日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	0回(年度)

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○地域の育児拠点としての役割

園では、地域の子育て支援の一環として「子ども支援センター」および「ことばの教室」を運営し、未就園児や言葉に課題を抱える子どもたちへの支援を積極的に行っています。

「子ども支援センター」では、園庭開放や絵本の貸し出し、育児相談などを通じて、地域の子育て家庭が気軽に集い、相談できる場を提供しています。これにより、保護者が孤立することなく、地域全体で子どもを育てる環境づくりが進められている点は大きな強みです。

また、「ことばの教室」では、専門家による言語指導が行われ、言葉の発達に遅れが見られる子どもたちが適切な支援を受けられる体制が整えられています。このような取り組みは、早期発見・早期支援につながり、子どもたちの健やかな成長をサポートする重要な役割を果たしています。

これらの取り組みにより、地域と園が一体となって子育てを行う基盤が築かれ、園が単なる保育の場にとどまらず、地域の子育て支援拠点として機能していることがうかがえます。

○国際感覚を持つ人材の育成

園は、英会話教室を展開するNOVAによる経営であり、幼児期からの語学教育を重視した保育を特徴としています。「国際社会で活躍するバイリンガルキッズの育成」を理念に掲げ、英語教育を保育の一環として取り入れている点が大きな特徴となっています。幼児期は言語習得の適齢期であり、この時期に英語に触れる機会を多く提供することで、自然な形で英語のリズムや発音を身につけることを目指しています。また、英語を学ぶだけでなく、外国人講師との交流を通じて異文化理解を深める機会を提供し、国際感覚を育む環境が整えられています。

さらに、園には海外出身の職員が3名在籍しており、日常的に子どもたちがネイティブの英語に触れられる環境が整備されています。これにより、英語を自然に身につけるだけでなく、多文化に触れることで、多様な価値観を学ぶ機会にもつながっています。

○小学校との連携

園では、地域の小学校との連携を重視し、子どもたちがスムーズに就学できるような取り組みを進めています。園長は、地区の幼保小連絡協議会に参加し、小学校関係者との情報共有を行うことで、保育から小学校教育への円滑な移行を図る体制が整えられています。また、

要保護児童対策地域協議会にも参加し、特別な支援が必要な子どもに対する情報交換や対応策の協議を進めるなど、継続的な支援が行われています。

さらに、園では、子どもたちが小学校の環境に慣れるための機会を多く設けています。具体的には、小学校の授業を見学したり、実際に授業を体験する機会を設けることで、小学校での学びに対する理解を深めています。また、小学生が園を訪問し、交流を行う活動も実施されており、小学生と触れ合うことで、小学校生活への関心や期待を高める機会となっています。こうした取り組みにより、子どもたちが就学後の生活を具体的にイメージし、学校生活への適応がスムーズになる取り組みが行われています。

◇改善を求められる点

○必要な資料等の整備

本園は今年度、町営から民営へ移管されたばかりであり、現在、必要な資料や運営に関する文書の整備が十分に進んでいない状況にあります。特に、園としての中長期計画や事業計画の明文化が課題として挙げられ、職員や保護者に対して園の方針や運営の方向性を明確に示すための改善が求められています。また、保育や業務に関する一部のマニュアルの整備が不十分であり、業務の標準化や職員間の認識統一を図るためにも、より明確な基準を整備していくことが必要と考えられます。

さらに、入園のしおりについても、現在の内容は基本的な情報に留まっています。園での生活や教育方針、保護者への具体的な支援内容などをより分かりやすく記載して、新たに入園する家庭が園の特色や方針をより深く理解できるような工夫が求められます。

現在、園長をはじめ幹部職員がこれらの課題に対し、積極的に改善に向けた取り組みを進めている状況です。今後は、関係者全体で協力しながら、計画やマニュアルの整備を進め、職員が安心して業務に取り組める環境を整えるとともに、保護者や地域の期待に応えられる運営体制を確立していくことが期待されます。

○目標管理の取り組み

園では、職員の成長支援や保育の質向上を図るために、自己評価制度を導入し、定期的に職員の業務を振り返る機会を設けています。しかし、現時点では職員の目標管理の仕組みが導入されておらず、個々の職員が自身の成長を計画的に進める体制が十分に整っていないことが課題とされます。

目標管理の仕組みがないため、職員が自身の成長やキャリアの方向性を具体的に描く機会が少なくなり、個々のスキル向上や業務の改善が個人の裁量に委ねられる傾向があります。また、自己評価制度は法人への報告が中心となっており、職員一人ひとりへの具体的なフィードバックが不足している状況がうかがえます。職員が自身の強みや改善点を明確にし、モチベーションを高めるための環境整備が必要と考えられます。

目標管理をもとに、半期ごとの面談を実施し、個々の目標設定とその進捗を確認する仕組みを導入することで、職員が主体的に成長に向けた取り組みを進められるようになることが望めます。また、研修や実務経験と目標を連携させることで、より具体的なスキルアップの機会を提供し、職員の意欲向上にもつなげることが期待されます。

○職場環境の改善

今年度、町営から民営へ移管に伴い、職員の入れ替えが行われ、新しい組織体制のもとで

運営が進められています。そのため、職員の経験やスキルに差があり、業務の進め方や保育の質にばらつきが生じることが課題となっています。特に、経験の少ない職員にとっては、新しい環境での業務に戸惑う場面も多く、十分なフォロー体制が必要とされています。また、職員同士が気軽に相談できる環境が整っていないことも課題の一つであり、業務の流れや指導体制がまだ安定していないため、職員間の意思疎通がスムーズに行えず、不安を抱えながら業務を進めている状況もうかがえます。こうした状況が続くと、職員間のコミュニケーションに課題が生じたり、業務の進め方において共通認識を持ちにくくなることも考えられるため、より円滑な協力体制の構築が求められます。

今後は、職員一人ひとりが安心して業務に取り組めるよう、相談しやすい環境の整備とスキル向上のための継続的なサポートが求められます。また、職場内のコミュニケーションを円滑にし、互いに協力し合える環境を整えることで、信頼関係を深め、働きやすい職場づくりにつなげていくことが期待されます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は評価いただきましてありがとうございました。新規園ということで、運営はもちろん、職員の働き方や保育の質の向上などたくさんの課題がありましたが、高い評価がいただけたところもあったことはうれしく思いました。改善点につきましては、職員一丸となって前向きな改善を行っていきます。評価いただけたことで、自分たちのできることややるべきことが明確になったので、ひとり一人の意識（目標）をしっかりと示し、日々の保育にあたりたいと考えます。また、管理職、上司は職員の働きやすい環境づくりにも尽力し、職員のみんなが働きやすいと思ってくれるようにしたいです。そのために、来年度行いたいことは、

- ・園長だけではなく、主任との面談
- ・クラスごとの会議（年齢ごとの話し合い）
- ・外部から講師を呼んでの研修会（教育庁や宮教大などの手がけていることを利用）
- ・休憩時間の取り方の工夫、その共有（しっかり1時間休憩の定着）

まずはこのようなことから進めていきたいと考えます。

また、マニュアルの整備にも早急に取り掛かりたいと思います。

⑧ 評価細目の第三者評価結果

別紙のとおり

福祉サービス第三者評価結果票

【保育所版】

※ すべての評価項目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※ 評価項目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園では、「個性と主体性を重んじ、子どもの可能性を最大限引き出すサポート保育」や「国際社会で活躍するバイリンガルキッズの育成、保育」を理念として掲げています。この理念や保育方針は、園のパンフレットや職員会議で周知が図られ、事務所内にも掲示されています。保護者には入園時に説明が行われるなど、理念の共有に向けた取り組みが進められています。一方で、入園のしおりや事業計画には記載がありません。これらの文書にも記載することで、理念の浸透をさらに促進することが期待されます。また、職員の自己評価からは、理念に対する理解が十分に進んでいない面もうかがえます。理念をより深く理解し、日々の保育実践の中で活かしていくために、具体的な事例を交えた研修の実施や、日常業務の中で理念を振り返る機会を設けることも期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>毎月、法人内の園長によるオンライン会議が定例で開催されており、社会的な保育の動向や行政の施策などに関する情報が提供されています。また、園長自身も町の行政との会議や幼保小連絡協議会に積極的に参加し、地域の子育て環境や福祉施策に関する情報を収集しています。これらの情報は職員会議を通じて職員へ共有され、保育の実践に活かされるよう運営されています。一方、園の運営体制が変わって1年目であることから、経営の安定化やコスト分析といった課題については、現在取り組みを始めた所となっています。運営にかかる費用の分析や、効率的な資源活用の検討が進められることで、より持続可能な運営体制の確立につながることを期待されます。また、職員が経営状況をより身近なものとして捉え、主体的に参画できるよう、財務状況や事業計画に関する情報を職員と共有する機会を増やすことも期待されます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、今年度から運営体制が民営化されたことに伴い、職員の間には戸惑いが見られる状況です。このような変化の中、職員一人ひとりの意見や不安を丁寧に把握するため、個人面談を実施し、意見を聞く機会を設けています。また、園では保育の質の向上に向けた取り組みを積極的に進めています。民営化により、園の独自性を活かした柔軟な運営が可能となるため、これを活かして教育・保育環境の充実を図ることが期待されます。一方で、運営の方針や具体的な施策について、現時点では事業計画などに明記されていません。職員が園の方向性を十分に理解し、職員全体の意識統一を図るためにも、日々の業務に落とし込めるような仕組みを作っていくことが期待されます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、全体的な計画の中に中期的な目標を位置付け、主任やマネージャーとの会議でその方向性を確認しています。また、設定された方向性や目標については職員会議で報告され、職員全体で共有されています。しかし、現在の全体的な計画は主に保育に関する内容が中心であり、園全体の運営に関する具体的な施策については明記されていません。今後は、保育目標の達成だけでなく、経営の安定や職員の働きやすい環境づくり、地域との連携強化など、幅広い視点を取り入れた中長期計画の策定が期待されます。これにより、職員が園の方向性を具体的に理解し、日々の業務の中で意識しながら取り組める体制の整備につながることを望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、年間指導計画および行事計画を事業計画の一部として位置付け、年度ごとの計画を策定しています。これにより、年間を通じた保育活動の方向性が明確になり、職員が共通の認識を持って保育に取り組むための基盤となっています。一方で、現在の計画は主に保育に関する内容が中心であり、園全体の運営や組織的な取り組みに関する記載が十分ではありません。職員が園の運営方針を理解し、日々の業務の中で意識を持って取り組めるようにするためにも、単年度の計画には、中・長期計画と同様に保育目標の達成に向けた具体的な施策に加え、職員の育成や業務改善、地域との連携強化など、園全体の取り組みを明確に示すことが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、運営体制の移管後1年目であることから、現在の年度の計画は幹部職員が中心となって作成され、職員会議で職員から出た意見を参考にしながら進められています。しかし、現時点では事業計画書として明文化はされておらず、計画の全体像が職員に十分に共有されているとは言い難い状況です。今後は、保育計画にとどまらず、園の運営全般に関する具体的な目標を設定し、事業計画の策定を進めていくことが望まれます。その際には、職員も計画作成に参加できるような仕組みを整え、時期や手順を明確にした上で計画を策定することが期待されます。これにより、職員が園の運営方針をより深く理解し、自らの役割を意識しながら業務に取り組むことにつながると考えられます。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、年間の取り組み目標について、進級前説明会（2月）および入園説明会を通じて保護者に説明しています。これにより、保護者が園の方針や年間の活動について理解しやすい環境が整えられています。一方で、現時点では事業計画書の策定や保護者への配布・説明が行われていません。今後は、明文化された事業計画を策定し、保護者に対しても分かりやすい形で共有していくことが期待されます。園としての年間の取り組みや方針を明文化し、適切に周知することで、保護者との信頼関係が深まり、園の活動への理解と協力が得やすくなると考えられます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、保育の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われています。職員の自己評価が毎月実施され、園長が全員分を把握し、幹部会議においてその結果を分析しながら課題を確認する体制が整えられています。また、保護者アンケートについては、園が昨年まで町営であったことから、町がこれまで3回実施しており、その結果をもとに法人内で対策を検討し、園長から町へ報告を行っています。今後は、園として独自に保護者アンケートを継続的に実施し、保護者の声を直接収集するとともに、結果を分析して、具体的な改善策を講じることで、よりきめ細やかな保育の質向上につなげていくことが期待されます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、評価結果に基づき、保育所として取り組むべき課題を明確にし、改善に向けた取り組みを進めています。職員の自己評価の結果は各職員に提示され、必要に応じたアドバイスが行われています。また、保護者アンケートの内容についても、クラスごとに共有され、必要な対応が適宜取られています。これにより、職員が自身の課題を把握し、日々の保育の中で改善に取り組む機会が確保されています。さらに、全国保育士会の人権擁護チェックリストを全職員で実施し、その結果を幹部会議で分析するなど、組織的な視点での課題抽出も行われています。今後は、自己評価や各種分析から明らかになった課題について、具体的な改善策とともに文書化して、課題の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行うことで、より効果的な改善が図られることが期待されます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、職員の職務分掌が作成され、それぞれの役割と責任が明記されていることから、職員が自身の業務を把握しやすい環境が整えられています。園長は、今年度6月に就任した際、職員に対して自身の方針を説明しました。また、保護者に対してもアプリを通じて方針を伝え、加えて緊急保護者会を開催し、直接説明を行うなど、園の運営方針について積極的に周知を図っています。こうした取り組みにより、職員や保護者が園の方向性を理解しやすくなり、共通の認識を持つための基盤が整えられています。さらに、職員の自己評価においても、園長のビジョンや方針に対する共感が見られることから、園全体で方針が共有され、職員が安心して業務に取り組める環境が醸成されていることがうかがえます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長は、法人で実施される研修に参加し、法令遵守に関する知識を深めており、一部の職員も同様に研修へ参加しています。これらにより、法令遵守の重要性が認識される機会が確保されています。また、運営規定には法令遵守に関する記載があり、園の運営が法的な基準に基づいて行われるよう整備されています。さらに、法令違反が発生した場合の法人への通報制度も設けられていますが、現状では職員への周知が十分とは言えない状況です。職員の自己評価からも、職場でのコンプライアンスに関する取り組みがまだ十分ではない面が見受けられ、課題として捉えられます。今後は、全職員の法令遵守に対する意識向上を図るため、定期的な研修や勉強会を実施し、具体的な事例を交えながら理解を深める機会を設けることが期待されます。また、法人への通報制度についても、具体的な利用方法や目的を職員に周知し、安心して活用できる体制を整えることが望まれます。</p>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園は、今年度から体制が変わったこともあり、保育の質の確保が大きな課題となっています。そのため、職員の毎月の自己評価をもとに、園長をはじめとする幹部が分析を行い、改善に向けた話し合いが実施されています。こうした取り組みにより、職員一人ひとりの保育実践の振り返りが促され、組織全体で課題を共有しながら改善を進める環境が整えられています。また、職員の研修計画が作成されており、それぞれが必要な研修を受講できる体制が確保されています。これにより、保育の質を高めるための学びを深める機会が提供され、職員の保育に関するスキル向上に繋がっていることがうかがえます。現在のところ、職員の自己評価の結果は園長が集計し、幹部会で課題の検討が行われています。今後は研修委員会や研修係を設置するなど、組織的に質の確認と向上を目指す仕組みを構築していくことが期待されます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、経営の改善や業務の実行性を高めるための取り組みが進められており、職員会議や幹部会を毎月開催し、現在の業務の進め方について職員の意見を聞く機会を設けています。また、人員配置については、経験が十分ではない職員もいるため、一部で不足感が生じている状況が見受けられます。その中でも、業務の改善に対して職員が前向きな姿勢を持って取り組んでいることが、自己評価からもうかがえます。さらに、毎月、法人から園の事業損益に関するデータが提供されており、一部の情報は職員にも共有されています。経営状況を職員と適切に共有することは、園の運営方針への理解を深め、職員が経営の視点を持ちながら業務に取り組むきっかけとなります。今後は、業務改善を含めた職場環境の整備に向け、組織的な体制を構築し、職員がより働きやすい環境づくりに取り組むことが期待されます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、必要な福祉人材の確保と定着に向けた取り組みが進められています。現在、園の定員は150名で、令和6年度は140名、令和7年度は114名の利用が見込まれており、現時点で職員の人数は充足していますが、町営からの移管に伴い、多くの職員が契約社員となっています。安定した雇用環境の確立は、職員の定着を促し、保育の質の向上にもつながることから、現在、正社員化に向けた検討が進められています。また、多様なニーズに対応できる体制を整えるため、0歳児保育や特別支援対応については、今後さらに強化していく予定となっています。一方、移管したばかりということもあり、職場内でのコミュニケーションが円滑に進んでいない面が、職員の自己評価からうかがえます。職員間の意見交換の場を増やし、お互いの理解を深める取り組みを進めていくことが期待されます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、総合的な人事管理の一環として、職員の自己評価をもとにした人事考課が行われています。主任やマネージャーの意見を踏まえ、園長が評価を行い、その結果が法人に提出され、最終的な評価が決定される仕組みとなっています。最終評価は法人で実施され、賞与にも反映されるほか、本人への通知が行われています。一方で、現状では職員へのフィードバックが行われておらず、園長との面談も年1回のみ実施されています。評価結果を職員に適切に伝え、必要なアドバイスを提供することは、職員の成長やモチベーションの向上につながることから、今後は評価結果をもとに個別のフィードバックを行い、職員一人ひとりに対して具体的な助言を提供していくことが期待されます。また、職員の目標管理を活用しながら、園長やマネージャーによる個別面談を複数回実施することで、職員の成長を支援し、業務の改善につなげることが期待されます。こうした取り組みを通じて、職員が自身の役割や目標を明確にし、主体的に業務に取り組める環境の整備を行っていくことが望まれます。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。有給休暇や時間外労働の管理は園長が行っており、有給休暇の取得についてはPCで申請し、上司や園長の承認を得る仕組みとなっています。昨年9月より全職員に有給休暇が発生し、まだ半年間の運用のため、今後も職員が休暇を取得しやすい環境を整えていくことが期待されます。また、職員の家庭の状況に配慮したシフトを組むことで、仕事と家庭の両立を支援する取り組みも進められています。福利厚生の方では、法人がベネフィット・ワンに加入し、職員が利用できる体制が整えられ、職員の働きやすさを考慮した制度が導入されています。一方で、職員の中にはまだ職場環境に十分慣れていない面があり、上司とのコミュニケーションが円滑にいかない場面も見受けられます。今後は、職員が気軽に相談しやすい環境を整え、意見交換の機会を増やすことで、より良い職場環境の構築が期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園の「期待する職員像」は、入社時のオリエンテーション資料に記載されており、法人のキンダー事業の社員としての倫理綱領も明文化されています。これにより、職員が園の求める役割や責任を理解しながら業務に取り組める環境が整えられています。一方で、現時点では職員個々の目標管理は行われておらず、職員の成長を計画的に支援する仕組みは十分に確立されていません。保育の質の向上を図るためにも、職員ごとの目標を明確にし、その進捗を確認する仕組みを構築していくことが期待されます。今後は、目標管理をもとに、職員と半期ごとの面談を実施し、業務の進捗状況や課題を共有する機会を設けることが望まれます。面談を通じて職員の成長を支援するとともに、必要なアドバイスと適切なフォローアップを行うことで、職員一人ひとりが主体的にスキル向上に取り組める環境を整えることが期待されます。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>法人として階層別研修や専門別研修など、全体的な研修体系が示されており、年間の研修予定も法人から配布されています。これに基づき、参加する職員は園長やマネージャー、主任によって決定される仕組みが整えられています。現在、研修の大半はオンライン形式で実施されており、職員が遠隔でも学べる環境が提供されています。オンライン研修は、効率的に研修を受講できる一方、対面研修と比べ、実践的な学びや職員同士の意見交換の機会に限られる側面が考えられます。今後は、オンライン研修の活用を継続しつつ、必要に応じて実践的な研修の機会を増やすことも検討していくことが期待されます。今後、研修に対する基本的な姿勢や目指す方向性について、事業計画書などに記載し、職員が共通の理解を持てるよう整備することが望まれます。これにより、研修の意義や目的がより明確になり、職員が主体的に学び、スキルを向上させる意識を高めることにつながることを期待されます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されるよう取り組みが進められています。各職員の資格や技術水準については、園長やマネージャーなどの幹部職員が把握しており、職員のスキル向上を支援する体制が整えられています。また、研修の受講記録は、復命書の回覧チェックを通じて受講実績が確認される仕組みとなっており、研修の履歴管理が適切に行われています。さらに、外部研修の案内についても、必要と思われるものは全職員に回覧し、情報提供を行うことで、職員が多様な研修の機会を得られるよう配慮しています。希望者には外部研修への参加も認められており、職員が自主的に学びを深める環境が整えられています。一方で、職員が必要な研修を漏れなく確認し、適切に受講できる仕組みについては、さらなる工夫が期待されます。例えば、研修予定や受講履歴を一覧化し、職員が自身の学習状況を把握しやすくすることで、より計画的なスキルアップが可能になると考えられます。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園は保育士養成協議会に加入して、今年度3名の実習生を受け入れており、実習生の受け入れ体制が確立されています。これにより、実習生が実際の保育現場で学びを深める機会が確保されています。また、実習生を派遣する学校の教員が巡回し、実習内容に関する連携を行う仕組みが整っており、実習生が円滑に学びを進められるよう配慮されています。一方、現時点では実習生の受け入れに関するマニュアルが作成されておらず、受け入れ時の対応の指針が明確ではない状況です。今後は、適切なマニュアルを作成し、実習の進め方や指導のポイントを整理することで、実習生がより効果的に学べる環境を整えていくことが望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、ホームページが開設され、園の紹介が行われているほか、毎月「園だより」が広報誌として配布され、保護者に向けた情報提供が行われています。これにより、園の活動や取り組みについて、関係者が把握しやすい環境が整えられています。また、第三者委員として地区の民生委員6名が就任しており、園の行事は全ての民生委員へ案内されています。地域社会とのつながりを大切にしながら、園の運営に対する信頼を高めるための取り組みが進められていることがうかがえます。一方、現在、広報誌の配布は保護者向けにとどまり、地域への配布は行われていません。今後は、地域にも広報誌を配布するなど、より幅広く情報を公開し、園の取り組みを地域住民と共有することが期待されます。さらに、苦情の受付や解決後の公表に関する規定を整備し、適切に運用することで、園の透明性をより一層高めることも望まれます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、事務処理や経理処理は法人の規定に従って適切に実施されており、法人の基準に沿った運営が進められています。現在の体制になってからの期間が短いため、法人による監査はまだ実施されていませんが、今後、監査が行われる予定となっています。監査において指摘された事項については、職員と情報共有を行い、改善に向けた取り組みを進めていくことが望まれます。これにより、職員一人ひとりが経営・運営に関わる意識を高め、組織全体としての透明性と信頼性の向上につながることを期待されます。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園の前身は、町営の保育所であったことから、地域への園の紹介は町を通じて実施されており、地域とのつながりを継続的に維持する体制が整えられています。また、園内に設置されている子育て支援センター「NOVAの杜」では未就園児の受け入れも行われており、町の子ども家庭課が乳児健診の際に家庭への紹介を行うことで、地域の子育て支援にも貢献しています。さらに、地域の医療機関や行政機関の情報についても、保護者に対して適宜提供できる仕組みが整っており、地域資源を活用した支援体制が確保されています。一方、園は工業団地内にあり、周辺は企業のみのため、散歩などの際、日常的な地域住民との交流が生まれにくい環境にあることが課題として考えられます。現在、地域との連携に関する方針は全体的な計画に一部触れられていますが、今後は中長期計画や事業計画の中に具体的な施策として明記し、より計画的に地域との関係を深めていくことが期待されます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>地区の高校生が来園し、子どもたちに防災教室を開催するなど、ボランティアの人々との交流の機会が設けられています。また、以前は無償で実施されていた演劇グループによる影絵も、現在は先方の体制変更により有償となったものの、引き続き活動が継続されており、子どもたちが多様な経験を得る機会として活用されています。一方で、現状ではボランティア受け入れに関するマニュアルが作成されておらず、受け入れの手順や役割分担が明確になっていません。今後は、受け入れに関する手順書やマニュアルを整備し、ボランティア活動が円滑に進められる仕組みを構築することが期待されます。また、ボランティア活動の機会を広げるとともに、地域の人々との連携を深めることで、子どもたちが多様な関わりを持つ機会を増やし、より豊かな経験ができる環境を整えていくことが望まれます。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行うための取り組みが進められています。園長は地区の幼保小連絡会に出席し、保育所・小学校・PTA・企業・町民・行政で構成される「子ども・子育て会議」にも積極的に参加することで、地域の子育て支援の充実に向けた連携を図っています。また、要保護児童対策地域協議会にも参加し、支援が必要な子どもや家庭に対する適切な対応を検討する体制が整えられています。さらに、園が必要とする社会資源として、こども家庭課、児童館、医療機関などがリスト化され、保護者に対して情報提供が行われる仕組みも整備されています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、要保護児童対策地域協議会や子ども・子育て会議などに参加し、地域における保育環境や子育て支援の状況についての情報を収集しています。こうした場を通じて、地域の子育て家庭が抱える課題や支援の必要性を把握し、園の運営や支援活動に活かす体制が整えられています。また、園内には子育て支援センターが設置されており、未就園児の活動の場として活用されています。これにより、地域の子育て家庭が気軽に集い、相談できる環境が提供され、日々の関わりの中で地域の福祉ニーズを把握する機会となっています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園は、町営の保育所であった時から、未就園児の活動の場としての役割を継続しており、「子育て支援センター」を設置して、地域の子育て家庭に向けた支援を継続しています。特に、広々とした園庭を活用した園庭開放や絵本の貸し出し、育児相談などの取り組みを行っており、これらの活動に対応するため、職員1名が従事する体制が整えられています。同様に、言葉の発達に課題を持つ子どものための教室として「ことばの教室」を設置し、専門家による指導が行われています。また、園には投光器や発電機などの防災機器が設備されており、災害時の地域支援に活用できる可能性を持っています。現在、これらの設備をどのように地域に役立てるかについて検討が進められており、今後の具体的な活用方法の策定が期待されます。一方、「子育て支援センター」などの利用者は現状ではやや少ないため、地域の子育て家庭に対する、さらなる認知度向上が課題となっています。今後は、町の広報誌などを活用して、より積極的に情報発信を行い、地域の保護者が「子育て支援センター」や「ことばの教室」の存在を認識し、気軽に利用できる環境を整えていくことが期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもを尊重した保育について共通の理解を深めるための取り組みが行われています。保育理念や保育方針の中には、子どもを尊重する姿勢が明確に示されており、職員が一貫した考えのもとで保育を実践できる環境が整えられています。また、毎年実施される人権擁護に関するチェックリストや職員の自己評価を通じて、子どもの最善の利益を目指した保育が行われているかを確認する仕組みが確立されています。今回の職員の自己評価からも、子どもを尊重する保育が実践されていることが確認されており、園全体として共通の意識が根付いていることがうかがえます。一方、現状では保育理念や保育方針が入園のしおりや事業計画に明記されていません。これらを文書として整理し、保護者や職員に広く周知することが今後の課題と考えられます。園の保育理念や方針を入園のしおりや事業計画書に記載し、保護者や職員がいつでも確認できる形にすることで、共通理解を深め、子どもを尊重した保育の実践につなげていくことが期待されます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われています。おむつ替えや着替えの際には、子どものプライバシーに配慮したスペースが確保されており、日常的に子どもの尊厳を大切にされた保育が実践されています。また、保護者にも園のプライバシー保護に関する取り組みについて情報提供が行われており、園と保護者が共通の理解を持てるよう運営されています。一方、現状ではプライバシー保護に関するマニュアルが整備されておらず、職員間で対応が統一されていない可能性があります。今後、具体的な方針の明文化、マニュアルの整備を進め、すべての職員が共通の基準のもとで対応できるようになることが期待されます。さらに、プライバシーに関する具体的な事例をもとに研修を行い、職員一人ひとりの意識を高める取り組みも望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、入園を希望する保護者に対し、保育所選択に必要な情報を積極的に提供しています。現在は、写真やイラストを使った入園案内を活用して説明が行われており、保護者にとって分かりやすい工夫がされています。また、園内の見学にも対応し、丁寧な説明を行うことで、保護者が園の環境や保育内容を理解しやすいよう配慮しています。一方、現在の入園案内は法人の保育所全体の資料となっており、園独自の特徴や取り組みをより具体的に伝えるためには、園として独自の案内資料を付属して作成することも期待されます。これにより、保護者が園の特色や保育方針をより深く理解し、自身の子どもに合った保育環境を選択しやすくなると考えられます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>園では入園時、保護者に対して「入園のしおり兼重要事項説明書」を用いて説明を行い、同意を得ています。現在の入園のしおりは、主に規定類が中心となっており、園での生活や必要な持ち物など、保護者が実際に知りたい情報が十分に記載されていない面があります。また、写真やイラストが使用されていないため、視覚的に分かりやすくする工夫が求められます。現在、来年度に向けて入園のしおりの見直しが進められています。園での1日の流れや、必要な準備物に関する情報を充実させるとともに、写真やイラストを活用し、保護者がより直感的に理解しやすい内容に改善されることが期待されます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っています。保護者の事情により転園する場合は、行政と園への申し入れを受け、必要な対応が取られています。また、転園後も相談に応じる旨を保護者に伝えるとともに、子どもの記録についても、転園先の保育所からの要求があった場合に提供できる体制が整えられています。記録の提供にあたっては、事前に保護者の同意を得ておくことが必要です。一方、現状では転園に関する手続きの手順が明文化されておらず、統一的な対応を取るための指針が十分ではない面が見受けられます。今後は、転園時の対応や手続きを明確にした手順書を作成し、職員間で共有することで、より円滑な対応が可能となることが期待されます。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、利用者満足の向上を目的とした仕組みを整備し、継続的な取り組みを行っています。子どもたちの満足度については、日常の保育活動の中で様子を観察し、クラスや職員会議での話し合いを通じて把握しています。また、保護者に対しては定期的にアンケートを実施し、その結果をもとに職員会議で指摘事項を検討し、必要な対応が行われています。保護者とのコミュニケーションに関しても、要望に応じて個別面談やグループ面談を実施し、意見や要望に丁寧に対応する体制が整えられています。一方、現在の保護者懇談会は入園時や進級時の説明会のみで、その他の機会は設けられていません。ただし、参観日の後に話し合いの場を設けるなど、保護者との意見交換の機会は一定程度確保されています。また、運動会などのイベント後にはアンケートを実施し、行事に対する保護者の意見を収集する取り組みも行われています。今後は、イベント後のアンケートに加えて、日常の保育に関する項目を追加するなど、より積極的に保護者の意見を把握する仕組みを整えていくことが期待されます。定期的な意見交換の機会を増やし、保護者の声をより広く反映することで、保育の質向上につなげていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、苦情解決の仕組みが確立され、保護者への周知も進められています。苦情対応マニュアルが整備されており、重要事項説明書には苦情対応体制が記載され、保護者に対して説明が行われています。また、外部の第三者委員として6名の民生委員の名前が記載されており、苦情解決の透明性を確保する体制が整えられています。一方、現状では園内の窓口と解決責任者が記載されているものの、法人の窓口に関する記載がありません。今後は法人窓口を明記し、より包括的な苦情対応の仕組みを構築していくことが期待されます。また、第三者委員について、現状では氏名のみが記載されていますが、どのような立場の方が就任しているのか、具体的な役割や連絡先を明確にしておくことで、保護者がより安心して相談できる環境を整えていくことが望まれます。さらに、苦情対応マニュアルに、公表に関する規定を記載し、対応状況を適切に公開する仕組みを整えることも望まれます。これにより、苦情への対応が適正に行われていることを保護者や職員が確認でき、園の透明性や信頼性の向上につながることを期待されます。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、その周知を進めています。入園時には、どの職員にも相談できることが案内されており、保護者が気軽に相談できる体制が整えられています。また、相談は必要に応じて、保育室や「ことばの教室」などを使用し、静かな環境でプライバシーに配慮しながら実施されており、保護者が安心して話せる場が確保されています。一方、重要事項説明書には苦情相談に関する対応が記載されていますが、苦情と相談が同様の扱いとなっています。今後、相談に対する対応の方針をより明確にすることが期待されます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応する体制が整えられています。保護者とのコミュニケーションは、主に日常の送迎時に行われており、相談を受けた際には、他の職員との情報共有や上司への報告が適宜行われています。また、すぐに回答できない場合でも、その旨を保護者へフィードバックすることで、丁寧な対応を心がけています。さらに、園内には玄関に意見箱が設置されており、保護者が自由に意見を投函できる仕組みが整っています。しかし、現状では意見箱の利用はほとんど見られません。一方、園のホームページにはアンケートフォームが設けられており、ネットを通じて意見や相談を受け付ける体制も整備されています。これにより、対面だけでなく、オンラインを活用した意見収集の機会も確保されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>日常のヒヤリハットは統一した様式に記録され、対策とともに職員会議で共有・協議されています。これにより、職員間でリスクの認識を統一し、事故防止に向けた意識を高める取り組みが進められています。また、事故予防に関する研修も実施されており、職員が適切な対応を取れるよう知識の向上が図られています。さらに、遊具の点検についても、マニュアルに沿って毎月担当者がチェックリストをもとに確認を行っており、安全管理の徹底が図られています。一方、安全管理に関する委員会などの専門組織は設置されておらず、現在は職員会議での確認にとどまっています。今後は、安全に関する組織を立ち上げるなど、より体系的にリスクマネジメントを推進する体制を整えることが期待されます。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制が整備され、適切な取り組みが実施されています。感染症対応マニュアルが作成されており、職員が統一した対応を取れるようになっていきます。また、園には看護師が2名配置されており、看護師が中心となって定期的に感染症に関する研修を実施し、職員の知識向上と対応力の強化に努めています。さらに、園内の遊具や設備については、毎日、次亜塩素酸を使用した消毒が行われており、子どもたちが安心して過ごせる衛生的な環境が維持されています。こうした取り組みにより、感染症の予防だけでなく、万が一の発生時にも迅速かつ適切に対応できる体制が確立されています。感染症が発生した際には、保護者への迅速な情報提供を目的として、アプリを通じた連絡、および玄関への発生状況の掲示が行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、災害時における子どもの安全確保のため、組織的な取り組みが行われています。防災マニュアルが作成されており、災害発生時の対応手順が明確に定められています。園の所在地は、行政のハザードマップで浸水想定区域に指定されており、リスクを考慮した防災対策が求められる状況にあります。避難訓練は毎月実施され、年に1回の総合訓練には消防署も参加するなど、実践的な訓練を行いながら職員の防災意識を高めています。浸水時の避難については、バスを利用して地区の中学校へ避難する計画となっていますが、実際の状況を考慮すると、移動に関する課題が予想されるため、より現実的な避難方法について行政と連携しながら事前に協議を行っておくことが望まれます。現在、園では防災用設備として、町営時代からの発電機などが備えられていますが、食料や水などの備蓄は行われていません。今後は、一定量の非常食や飲料水の備蓄を進め、災害発生時に子どもや職員が安全に過ごせる環境を整えていくことが期待されます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されています。保育関連のマニュアルはPC内に保管されており、各保育室でもネットワークを介して確認できる環境が整えられています。また、厨房や保健室には、必要なマニュアルがプリントアウトされ個別に配置されており、職員が業務に応じて適切に参照できるようになっています。さらに、プリントアウトされたマニュアル類はファイル化され、事務室に保管されており、文書管理の仕組みも確立されています。一方、民営化初年度ということもあり、園の保育マニュアルを十分に把握できていない職員も一部見受けられることが、自己評価の結果からうかがえます。今後は、マニュアルの内容を職員全体で共有し、理解を深めるための研修や意見交換の場を設けることが期待されます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、標準的な実施方法について、制度の変更時にはその都度対応が行われています。また、保護者や職員からの意見をもとに必要な変更が加えられるなど、実際の運営状況に応じた柔軟な対応が取られています。見直しが行われた際には、回覧や職員会議を通じて職員に共有され、周知が図られています。一方で、定期的な見直しの時期や手順については特に定められておらず、標準的な実施方法の改善は随時行われる形となっています。今後は、毎年度の期末など、一定の頻度で定期的な見直しを行うルールを明確にし、職員が計画的に改善点を検討できる仕組みを整えることが期待されます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、アセスメントに基づく指導計画を適切に策定しており、子どもの成長や発達に応じた支援が行われています。入園決定後に保護者から生育歴を受け取り、必要なアセスメントを実施し、子ども一人ひとりの発達状況や支援の必要性を把握する仕組みが整えられています。このアセスメント結果をもとに、全体的な計画に基づいて個別の指導計画が作成され、子どもに寄り添った指導が行われています。計画の作成には、担当者だけでなく主任が加わり、必要に応じて栄養士や看護師も参加することで、より多角的な視点から子どもの発達や健康に配慮した検討が行われています。また、特に支援が必要な子どもについては、町の保健師の支援を受けながら、適切な対応を進める体制が整えられています。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、指導計画の評価・見直しが期ごとのモニタリングを通じて実施されており、主任や他の職員の意見を聞きながら進められています。子どもの日常の発達や活動の様子を定期的に観察し、その結果を計画の評価に反映することで、より実態に即した指導が行われています。さらに、保護者からの意見も計画の見直しに活かされるなど、多方面からフィードバックを取り入れています。見直し後の改訂内容は、他の職員にも回覧などを通じて共有されており、職員全体で情報共有が図られています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有が図られています。保育の記録はアプリに入力され、職員がリアルタイムで情報を共有できる仕組みが整えられています。また、記録の統一性を保つために主任が確認を行い、記録の質の維持に努めています。さらに、記録はネットワークを通じて共有されており、必要に応じて職員が情報を迅速に確認できる環境が整っています。また、プリントアウトされた子どもの資料は、事務室の鍵付きキャビネットに保管され、個人情報の管理にも配慮がなされています。キャビネットの鍵は、日常的には事務担当職員によって管理されており、適切な運用が行われています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、個人情報保護規定が作成されており、職員は入社時に情報管理に関する誓約書を提出することで、個人情報の適正な管理への意識を持つ仕組みが整えられています。一方、現状では職員に対する個人情報保護に関する研修はまだ実施されていません。個人情報の適切な取り扱いを徹底するため、職員向けの研修を定期的 to 実施し、具体的な事例を交えながら適切な管理方法を周知することが期待されます。また、個人情報の取り扱いについて、入園のしおりや重要事項説明書に明記し、保護者からの同意を得ることが望まれます。</p>		

評価対象 A 福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
46	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、保育所の理念や保育の方針・目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた全体的な計画が作成されています。今年度は開設間もないため、全体的な計画は法人内の他園の計画を参考にしながら、園長とマネージャー、主任が中心となって作成されました。計画には、子どもの最善の利益を目指した取り組みが盛り込まれており、園の理念や方針に沿った内容となっています。また、計画には園独自の取り組みも含まれており、地域の実態や子どもの発達状況に応じた柔軟な対応が考慮されています。一方、現状では計画の策定が主に幹部職員を中心に行われているため、今後は職員を加えた見直しの機会を設け、より現場の意見を反映した計画の作成を進めていくことが期待されます。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
47	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備し、生活にふさわしい場としての環境づくりに取り組んでいます。園舎は木材を多用した設計となっており、温かみのある落ち着いた雰囲気を感じられる建物となっています。また、広々とした構造が特徴で、遊戯室は小学校の体育館と同等の広さが確保されており、子どもたちがのびのびと活動できる環境が整っています。室内環境についても、快適に過ごせる工夫がなされており、床と壁の継ぎ目から温風が出る構造となっているため、寒さを感じることなく過ごすことができます。さらに、日常的に温度や湿度の管理が徹底されており、季節や天候に応じた適切な環境調整が行われています。採光についても十分に配慮され、自然光が取り入れられることで、明るく開放的な雰囲気の中で生活できる環境が整えられています。</p>		

48	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育が行われています。保育マニュアルを基本としながらも、画一的な対応ではなく、子ども一人ひとりの状況に応じた柔軟な保育を実践しています。個々の子どもの情報は、アセスメントでの情報や保護者との日常的な会話を通じて収集され、職員間で共有されています。これにより、保育の場面で子どもの特性やその日の体調・気分に応じた対応が行われています。特に、気になる様子が見られる子どもには、さりげなく声をかけ、無理のない形で関わることで、子ども自身が安心して自己表現できるよう努めています。また、子どもを制止する際には、単に「ダメ」と伝えるのではなく、「なぜそれがいけないのか」の理由を分かりやすく説明し、納得できるような関わりを心がけています。</p>		
49	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、環境の整備と適切な援助が行われています。子ども一人ひとりの個性を理解し、それぞれの発達段階に応じた対応を心がけ、無理なく自然に生活習慣を身につけられるよう配慮しています。また、発育には個人差があることを踏まえ、食事や排泄などの場面では、子どもの状況に応じた援助が行われています。職員は、子どもの様子を細かく観察しながら、必要なサポートを提供し、子どもが安心して生活習慣を身につけられる環境を整えています。衣服の着脱などの場面では、子どもに指示を出すのではなく、できる限り子ども自身のペースを尊重しながら見守る姿勢を大切にしています。必要以上の援助を行わず、子どもが自分の力で挑戦できる機会を大切にすることで、「できた！」という達成感を味わい、自信や意欲につながられるよう工夫されています。</p>		

50	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもが主体的に活動できる環境を整え、生活や遊びを豊かにする保育が展開されています。保育室には、牛乳パックなどを活用したコーナーが設けられ、子どもたちが思い思いに遊べる工夫がされています。こうした環境により、子どもたちは自らの興味に応じて遊びを選び、創造力や主体性を育むことができます。また、園庭は広く設計されており、小山などの遊び場が作られ、自由に活発に運動できる環境が整っています。運動遊びを通じて、体力の向上だけでなく、挑戦する意欲や協調性を育むことができるよう工夫されています。さらに、園の周辺には公園や寺社などの施設がないため、バスを利用した園外保育を定期的に行い、自然体験や社会経験を積む機会を提供しています。周辺の散策では、地域の大人と挨拶を交わす機会を設けたり、交通ルールを学び、社会性の発達を促す取り組みも行われています。また、園外保育や散歩で拾った落ち葉などの自然物を活用して作品作りを楽しむ活動も取り入れられています。一方で、保育室の遊具については、現在子どもの手の届く範囲に置かれていないため、子ども自身が主体的に遊びを選択しにくい状況も見受けられます。今後は、安全面に十分配慮しながら、子どもが自分で遊びを選びやすい環境をさらに整えることが期待されます。</p>		
51	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう、適切な環境整備と保育内容の工夫が行われています。0歳児の保育室では、フローリングの床の上に畳を敷くことで、乳幼児が安全に過ごせるよう配慮されています。また、子どもが興味を持ちやすいように、音の出る玩具や動く玩具が置かれており、五感を刺激しながら自然に遊びを楽しめる環境が整っています。保護者との情報交換も積極的に行われており、日々のやり取りを通じて子どもの成長や体調の変化を共有することで、信頼関係の構築に努めています。また、離乳食に関する情報提供も行われており、家庭と園が連携しながら、子どもの発達に応じた適切な支援を行う体制が整えられています。一方、今年度から運営主体が変わり、育児担当が変更となったため、一部の子どもにとっては環境の変化による情緒の乱れが見られ、保護者の不安につながりました。今後は、子どもが安心して過ごし、保育者との愛着関係を深められるよう、育児担当制の導入を検討することも期待されます。</p>		

52	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、1・2歳児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう、適切な環境整備と保育内容の工夫が行われています。1歳児クラスでは、職員の手作りおもちゃを活用し、子どもの興味や関心を引き出す工夫がされています。2歳児クラスには、ままごと遊びや電車の玩具、ブロック、絵本などが用意され、子どもたちがさまざまな遊びを楽しめる環境が整えられています。また、友達との関わりがうまくいかない場面では、保育士が仲立ちして一緒に解決方法を考え、子ども同士が互いに理解し合いながら関係を築いていけるよう支援しています。こうした関わりを通じて、子どもたちはコミュニケーションの方法を学び、社会性を育む機会を得ています。さらに、保育士は、アプリによる連絡帳や送迎時の会話を通じて、日々の子どもの心身の状況を把握し、その情報を保育内容に活かすよう努めています。今後、1・2歳児ともに、子どもが自発的に遊びを選択できるよう、遊具を手の届く範囲に配置することが望まれます。</p>		
53	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、3歳以上児の保育において、異年齢保育を取り入れ、年下の子どもを思いやる気持ちや、年上の子どもから学ぶ姿勢を育む取り組みが行われています。こうした関わりを通じて、子どもたちは自然に協調性や優しさを身につける機会を得ています。また、子どもたち同士の活動を主体とし、保育士はできるだけ介入を控えながら見守りを中心に関わり、子ども自身の主体性を尊重する保育が実践されています。子どもたちが集団の中でルールを理解し、協調性や社会性を育むことができるよう、日常の遊びや活動を通じた支援が行われています。特に5歳児については、小学校への就学を意識した取り組みが進められており、自分の意見を集団の前で発表する機会を設けることで、考えを言葉で表現する力を育てています。子どもたちが自ら考え、主体的に活動できる環境を整えることで、就学後もスムーズに適応できるよう配慮しています。また、5歳児は年明けから午睡をなくし、小学校の生活リズムに慣れるための準備が行われています。</p>		

54	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、障害のある子どもが安心して生活できる環境を整え、保育の内容や方法に配慮した取り組みを行っています。現在、数名の障害を持つ子どもを受け入れており、来年度は身体に障害を持つ子どもの入園も予定されています。園内はバリアフリー対応が施されており、物理的な支障なく、安全に園生活を送ることができる環境が整っています。また、医療的支援が必要な子どもには、看護師が対応するとともに、医療機関との連携を図りながら適切な支援を提供しています。医療的ケア児の保育に関する知識を持った職員が配置されており、一般のクラスの中で共に過ごしながらか保育が行われています。これにより、障害のある子どもが自然に集団生活に参加できるだけでなく、他の子どもたちも多様性を学びながら成長する機会を得ることができています。一方、一般の保育士の中には、障害のある子どもへの支援に対して不安を感じている職員も見られます。すべての職員が適切な対応を取れるようにするためにも、今後は障害に関する知識を深める勉強会や研修を積極的に実施していくことが期待されます。</p>		
55	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、長時間にわたる保育のための環境を整え、保育の内容や方法に配慮した運営が行われています。朝7時からの利用者が多く、引き続き延長保育を利用して、19時まで園で過ごす子どももいるため、長時間保育に対応した体制が整えられています。保育の流れとして、朝7～9時は3歳未満児と3歳以上児の2クラスで、夕方18～19時は1クラスにまとめて合同保育が行われています。これにより、職員配置を調整しながら、子どもたちが安心して過ごせる環境が確保されています。また、延長保育の時間帯には、希望者に対して軽食の提供が行われるなど、長時間保育における子どもの健康や生活リズムへの配慮もされています。職員間の情報共有については、朝および延長保育時の引き継ぎは連絡板を用いて行われ、子どもの様子や対応すべき事項が適切に共有される仕組みが整っています。</p>		

56	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、小学校と連携を図りながら、就学を見通した計画に基づいた保育の実施や、保護者との関わりに配慮した取り組みが行われています。幼保小連絡会を通じて、小学校との情報共有や協力体制が築かれており、スムーズな就学移行を支援する体制が整えられています。5歳児に対しては、小学校との交流会が実施されており、授業の見学や体験授業を通して、就学に向けた準備が進められています。これにより、子どもたちは小学校の雰囲気慣れ、入学後の環境変化に対する不安を軽減することができています。また、園に小学生を招き、子どもたちと一緒に活動を行う機会を設けることで、小学校生活への興味や期待を高めるとともに、異年齢交流の中で年長児としての自覚を育む機会にもなっています。また、就学に向けた記録として「保育所児童保育要録」が作成されており、担当職員が作成したものを主任やマネージャーが確認し、園長の承認を経て提出する体制が確立されています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
57	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもの健康管理を適切に行うための体制が整えられており、日々の健康状態の把握と、年間を通じた計画的な取り組みが実施されています。登園時、保護者による毎朝の検温が行われ、報告を受けることで、子どもたちの健康状態を把握し、異常があった場合には早期対応ができる体制となっています。昼には職員による検温を実施し、体調の変化を細かく確認しながら、必要に応じて看護師が適切な対応を行っています。また、子どもたちの成長を見守るため、毎月の身体測定が実施されており、定期的な健康チェックを通じて発育の状況を確認しています。さらに、年間を通じた健康管理計画が策定され、感染症予防や健康維持のための対策が計画的に進められています。SIDS（乳幼児突然死症候群）への対応として、0歳児・1歳児は5分間隔、2歳以上児は15分間隔で確認が行われ、安全で安心できる保育環境を維持する取り組みが行われています。また、保護者に対しても、毎月発行される「保健だより」を通じてSIDSを含む健康に関する情報提供が行われており、家庭との連携を図りながら子どもの健康管理が進められています。</p>		
58	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、健康診断および歯科健診の結果を保育に反映し、子どもたちの健康管理に活かす取り組みが行われています。健康診断および歯科健診は年2回、嘱託医により実施され、子どもたちの発育状況や健康状態を定期的に確認できる体制が整えられています。健診の結果は紙面で保護者に提供され、必要に応じて受診を促すなどの対応が行われています。また、保護者から受診後の結果を報告してもらい、園と家庭が連携しながら子どもたちの健康管理に取り組む体制が確立されています。さらに、健康に関する支援として、看護師が保護者と密に連携し、必要なアドバイスや支援を行っています。</p>		

59	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、医師の指示を受けながら適切な対応を行い、安全な保育環境を提供しています。現在、食物アレルギーを持つ子どもが在籍しており、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいた対応が徹底されています。医師が作成した「アレルギー疾患生活管理指導票」をもとに、個々の子どもに適したアレルギー対応食を提供し、安全な食事環境を確保しています。給食時には、アレルギー対応のトレーを使用し、調理師と職員が二重チェックを行うことで、配膳の誤りを防ぐ体制が整えられています。また、誤食のリスクを軽減するため、アレルギーを持つ子どもは他の子どもと席を離して食事をするなど、適切な対応がなされています。</p>		
A-1-(4) 食事		
60	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもたちが食事を楽しめるよう、さまざまな工夫が取り入れられています。法人の栄養士が2週間ごとの献立を作成し、栄養バランスを考慮した給食が提供されています。また、季節の食材や郷土料理を取り入れることで、食文化に触れる機会を増やし、食への興味や楽しさを育む取り組みも行われています。子どもたちの苦手意識を軽減するために、同じ食材を使ったメニューを複数回提供する工夫も行われ、食材に慣れながら徐々に食べられるようになることを目的としています。保護者の一部からは不満の声が聞かれています。今後は、食事の目的や意図について、より明確に説明し、理解を深めてもらうことが望まれます。保護者には、アプリを通じてサンプル画像を配信し、日々の給食の様子を伝える取り組みが行われています。食器には割れにくい陶器を使用し、安全面に配慮しながらも食事の雰囲気大切に工夫がなされています。また、栄養士が食事の時間に見回りを行い、子どもたちに声をかけることで、楽しく食べる雰囲気を作り出すとともに、食への興味を引き出す支援を行っています。さらに、残食チェックも行われており、子どもたちの食事の傾向を把握しながら、献立の改善や提供方法の工夫につなげる取り組みが進められています。</p>		

61	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもたちが美味しく安心して食べることができる食事を提供するための取り組みが行われています。広々とした園庭の一角には畑が作られ、季節ごとにさまざまな野菜が栽培されています。大根や白菜、トマト、ナスなどの野菜が育てられ、これらは給食の食材や漬物に加工するなどとして活用されています。子どもたちが自ら作った野菜を食べる経験を通し、食に対する興味を持ってもらうように取り組んでいます。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
62	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>1歳児までは毎日の様子をアプリを通じて保護者に連絡し、子どもの体調や食事、活動の様子などを詳細に伝えています。2歳児以上についても、クラスごとの活動内容をアプリで発信し、保護者が園での様子を把握できるよう工夫されています。また、送迎時、特に夕方の迎えの時間を中心に、保護者とのコミュニケーションを積極的に図ることで、日々の子どもの様子や気になることを共有しやすい環境が整えられています。さらに、参観日には保護者との懇談会が実施され、園での生活について理解を深める機会が設けられています。一方、職員の自己評価から、一部の職員は保護者とのコミュニケーションに対してまだ自信が持てていない様子も見受けられます。保護者との信頼関係を深め、より円滑な連携を図るためにも、今後はコミュニケーションスキル向上を目的とした研修や勉強会を開催し、職員がより自信を持って対応できるよう支援していくことが期待されます。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
63	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、保護者が安心して子育てを行えるよう支援する取り組みが行われており、日常の送迎時には、職員が積極的に保護者とコミュニケーションを取り、信頼関係の構築に努めています。保護者には、どの職員にも気軽に相談できることを伝え、相談が必要な場合には、プライバシーを確保できる静かな部屋を用意するなど、保護者が相談しやすい環境づくりを大切にしています。また、必要に応じて園長が同席するなど、保護者のニーズに応じた柔軟な対応が行われています。さらに、相談内容によっては適切な関係機関を紹介し、保護者が安心して必要な支援を受けられるよう対応しています。</p>		

64	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもの権利を守り、虐待の予防および早期発見・対応に努めるための体制が整えられています。虐待対応マニュアルが作成され、職員が具体的な対応方法を把握し、適切に対応できるよう備えています。また、虐待に関する研修も定期的実施されており、職員の意識向上と知識の習得が進められています。職員は、日常から着替えや排泄、朝の受け入れの時などに子どもの様子を注意深く確認し、虐待が疑われる場合には、直ちに上司や園長へ報告し、迅速な対応を取る体制が確立されています。園長は町の保健師と連携し、必要に応じて専門機関の助言を受けながら適切な対応を進めるよう取り組んでいます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
65	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、職員は自己評価を実施し、自身の保育について振り返る機会を持っています。また、全国保育士会が提供する「人権擁護のためのチェックリスト」を活用し、日々の保育が子どもの権利を尊重したものになっているかを確認する取り組みが行われています。さらに、園長などとの個別面談を通じて、具体的なアドバイスを受ける機会が設けられており、職員が自身の強みや課題を認識しながら保育実践を深める環境が整えられています。こうした取り組みにより、保育の質が継続的に見直され、より良い実践へとつなげられていると考えられます。今後は、目標管理の仕組みを導入し、職員が自身の成長目標を設定しながら、より計画的に保育の質を向上させる取り組みを進めていくことが期待されます。</p>		